

釜石市告示第76号

下記の森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により告示する。
なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和4年5月24日

釜石市長 野田武則



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	所在	林班	地目	面積 (ha)	森林所 有者数	経営管理権 の存続期間	整理番号
1	釜石市栗林町 第23、24地 割	316 317 325	山林 ほか	29.56	12	20年	集C-1、2、3、 4、7、9、11、13、 14、15、16、41
2	釜石市栗林町 第18、19、84 、86地割	326 327 328	山林	90.34	10	20年	集C-4、18、21、 22、23、24、25、 27、30、31
3	釜石市栗林町 第5、8、18、 19地割	329 330 331	山林	16.57	6	20年	集C-23、32、 33、36、37、38、

2 縦覧場所

釜石市産業振興部水産農林課

釜石市公式ホームページ (リンク <https://city.kamaishi.iwate.jp>)

3 権利の設定

本告示により、釜石市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。